

最高裁秘書第 530 号

令和 7 年 2 月 26 日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る諮詢について（通知）

1月6日付で松山地方裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

松山地裁の職員配置表（支部及び簡裁を含む。）（最新版）

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話 03（4233）5240（直通）